

第 20 期

第 13 回

総会議事録

令和 7 年 5 月 20 日

1. 開催年月日 令和7年5月20日(火)
2. 開催場所 郡山市役所西庁舎5階 5-1-1会議室
3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	先崎孝太郎	出席	田村地区
2	古川 弘作	出席	中央地区
3	安藤 嘉行	出席	三穂田地区
4	鈴木 雄一	出席	安積地区
5	小林正一郎	出席	片平地区
6	佐久間俊一	出席	喜久田地区
7	渡邊 清助	出席	逢瀬地区
8	松川 延安	出席	田村地区
9	北島 繁和	出席	湖南地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	吉田 直衛	出席	中田地区
12	池上慎一郎	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	濱津 洋一	出席	田村地区
15	高野 和介	出席	日和田地区
16	藤田 稔	出席	熱海地区
17	石井 源信	出席	西田地区
18	濱尾 文博	出席	富久山地区
19	伊藤 城治	出席	三穂田地区
20	伊藤 博文	出席	中央地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 渡 辺 啓 一

【農地調整係主任】 大 堀 寛 和

【農業振興・農業法人係長】 椎 野 かおる

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時25分

8. 閉会宣言 15時10分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

渡邊 清助

署名人

藤田 稔

事務局	ただいまより、第13回総会を開催いたします。 本日は、欠席の届出はありません。 在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。
会 長	皆さん、こんにちは。春作業の忙しい中、お出でいただきありがとうございます。 健康と事故には充分、気をつけて作業していただきたいと思います。 議案について、慎重審議をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
事務局	郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。 会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。
	(全員異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 7番 渡邊 清助 委員 16番 藤田 稔 委員 このお二方をお願いいたします。 次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。 引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。
事務局	議案訂正、追加議案、取り下げはありません。
議 長	ただいまから、議案審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。

	まず、1番 1件について付議いたします。 古川 弘作委員の調査報告を求めます。
古川 弘作 委員	1番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 渡し人は昨年、相続により農地を取得しましたが、相続前も他の人に貸しており、今後も自分では作付けできないことから売却することに決めました。 受け人は船引町に住んでいますが、息子が郡山の久留米に住んでおり、息子が農機具を新たに購入します。 取得後は水稻を作付けし、受け人と息子が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について許可と決します。 次に2番 1件について、付議いたします。 安藤 嘉行委員の調査報告を求めます。
安藤 嘉行 委員	2番 1件について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 5月7日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、

	推進委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 貸人は借人の実家の近くに住んでおり、いままで貸していた耕作者が高齢のため作れなくなり、本人も高齢であることから賃貸することになりました。 農機具は近くの農業委員から借りて使用します。 農作業は社員が行います。 申請地を現地調査しましたが、きれいに管理されております。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。濱尾委員。
濱尾 文博 委員	地代13万円というのは正しいですか。
安藤 嘉行 委員	貸人と借人がこの価格で合意しています。
議 長	その他、ありませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について許可と決します。 次に3番 1件について、付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。
伊藤 城治 委員	3番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は資金を必要とするため、経営拡大です。 5月14日、現地調査及び受け人への聴き取り調査を行いました。 農機具は自己所有の物を使用し、農作業は受け人と妻、子の家族が行い、水稻を作付けします。 申請地は農地として適正に管理されております。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、

	地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番 1件について許可と決します。 次に4番から9番までの6件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	4番から9番までの6件について、調査の結果を報告いたします。 まず4番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人が農作業に従事します。 次に5番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、経営拡大です。 受け人と両親が農作業に従事します。 次に6番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、両親が農作業に従事します。 次に7番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は管理が困難、経営拡大です。 受け人と妻、母親が農作業に従事します。

	次に 8 番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、両親が農作業に従事します。 次に 9 番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	4 番から 9 番までの 6 件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、4 番から 9 番までの 6 件について許可と決します。 次に 10 番 1 件について、付議いたします。 先崎孝太郎委員の調査報告を求めます。
先崎孝太郎 委員	10 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は労力不足、農業開始です。 5 月 7 日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、柏原推進委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 また現地を確認し、草刈り等良くされており、

	今後も適正に管理すると思われます。 申請地には梅を植え、受け人が従事・管理します。 高齢のため、家族も協力します。 また周辺には耕作地はなく、防除の影響もないと思われます。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	10番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、10番 1件について、許可と決します。 次に11番 1件について、付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。
濱津 洋一 委員	11番 1件について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 5月11日、現地調査と聴き取り調査を行いました。 借人は3年前に新規就農し、経営の安定を図るため規模拡大を目指しております。 申請地は、耕作地の隣地であり露地きゅうり栽培を始めます。 これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので

	許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	11番 1件について、許可と決することに 異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、11番 1件について 許可と決します。 次に12番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	12番 1件について調査の結果を報告いたします。 この件につきましては渡し人が昨年7月に死亡していたことが 判明し、3条許可申請書の渡し人、受け人双方により申請するという 要件を欠いていますので、却下処分が相当と考えます。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	12番 1件について、 却下と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、12番 1件について 却下と決します。 次に13番と14番の2件について、付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。
石井 源信 委員	13番と14番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず13番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は 記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 現地調査したところ、申請地は適正に管理されていました。 農作業常時従事要件について、受け人は当地で50年以上、

	農業に従事しており、今後も妻と耕作していくとのことでした。 地域との調和要件については、地域の農地利用調整に協力する旨、確約しており問題はないと思われます。 以上、農地の総合的かつ効率的利用の確保等に支障が生じる恐れはありません。 次に14番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 5月7日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 また現地調査したところ、申請地は適正に管理されていました。 農作業常時従事要件について、現在二本松有機農業研究会で研修中です。農業用機械は親が持っているトラクター等を借り、管理機等は購入し耕作します。 地域との調和要件については、地域の農地利用調整に協力する旨、確約しており問題はないと思われます。 以上、農地の総合的かつ効率的利用の確保等に支障が生じる恐れはありません。 調査の結果、2件とも全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	13番と14番の2件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、13番と14番の2件について、許可と決します。 以上で、議案第1号を終わります。 続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による

	許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1 番 1 件について付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。
石井 源信 委員	1 番について、調査の結果を報告いたします。 土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は農地改良行為のための一時転用です。 農地区分は第 2 種農地と判断しました。 自宅前の農地で機械が入りづらく、危険なため一枚にしたいとのことです。 周辺農地の営農条件への障害の有無についてですが、鉄板を敷き養生して土砂の流出を防止します。雨水は自然浸透させ、生活雑排水の発生はありません。周りが山で自宅前の小面積の畑であり、周辺農地への障害はないと思われます。 調査の結果、農地法第 4 条第 6 項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1 番 1 件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第 2 種農地 2－1－（1）－カで農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、2－a－①及び②、2－b－①の第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地です。 許可基準は 2－1－（1）－カ－（イ）で、第 2 種農地の転用は申請地以外に適当な土地がないことが必要ですが、農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議 長	1 番 1 件について、許可と決することに異議ございませんか。

	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決めます。 以上で、議案第2号を終わります。 続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 池上慎一郎委員の調査報告を求めます。
池上慎一郎 委員	1番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、太陽光発電設備です。 農地区分は第2種農地と判断しました。 申請地の北側は道路で、その他は畑です。盛土、切土は行わずフェンスを設けるため土砂の流出はありません。 雨水は自然浸透、汚水と生活雑排水は発生しません。 太陽光パネルの最高の高さは約2.6mで日照に影響はありません。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで4条 1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、4条1番同様です。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について、

	許可と決します。 次に 2 番と 3 番の 2 件について付議いたします。 渡邊 清助委員の調査報告を求めます。
渡邊 清助 委員	2 番と 3 番の 2 件について、調査の結果を報告いたします。 まず 2 番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、建設工事に伴う仮設事務所、駐車場です。 申請地は県道郡山湖南線に接しており、車両の出入りに問題は ありません。両隣の地主の同意も得ております。 敷地内はアスファルト舗装及び碎石舗装を行い、土砂の流出を 防止します。 また浄化槽及び仮設沈砂池を設け、農業用排水施設の有する 機能に支障を及ぼさないようにします。 周辺には農地はないので、問題ないと思われます。 調査の結果、農地法第 5 条第 2 項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。 次に 3 番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、資材置場のための一時転用です。 隣接地の伐採を計画しており、作業にあたる進入路及び木材置場と します。敷地に鉄板を敷き、養生して土砂の流出を防止します。 用排水施設の上にも鉄板を敷き、養生します。 隣の農地との境界にバリケードを設置し、農地としての機能を 損なわないようにします。 伐採終了後はバリケードの撤去、鉄板の撤去、整地を行います。 調査の結果、農地法第 5 条第 2 項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	2 番と 3 番の 2 件について、調査結果の補足説明をいたします。 まず 2 番ですがタブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」を ご覧ください。 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第 2 種農地 2－1－（１）－カで 4 条 1 番同様です。

	許可基準は２－１－（１）－カー（イ）で、４条１番同様です。 次に３番の２農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地２－１－（１）－アー（ア）で農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。 許可基準は２－１－（１）－アー（イ）－cで、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第８条第１項又は第９条第１項の規定に定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議 長	２番と３番の ２件について、許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議 長	異議ないものと認め、２番と３番の ２件について、許可と決します。 ４番 １件について付議いたします。 これは私の報告なので、議長交代いたします。
濱津職代	議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一 委員	４番について、調査の結果を報告いたします。 ５月７日、事務局職員と合同で現地調査をしました。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は磐越道新五百川橋床版取替工事に伴う一時転用です。 仮設事務所、休憩所、倉庫、トイレ、資材置場、重機置場として使用します。農地区分は農用地です。

	現地は磐越道をはさみ、東西に位置し、北は五百川で東には地権者の水田があるのみで、周辺に他の農地はありません。 また復旧の確約書が添付されております。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、一時転用後、農地として利用できる状態に回復すると認められますので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、上2筆の農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで 4条 1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カ-(イ)で、4条1番同様です。 下1筆の農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で 3番同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、3番同様です。 以上、補足説明といたします。
濱津職代	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
濱津職代	4番 1件について、許可相当と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
濱津職代	異議ないものと認め、4番 1件について、許可相当と決します。 なお、この件につきましては転用面積が30aを超えていますので福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。 議長交代いたします。
議 長	議長交代いたしました。
	う
	松川 延安委員の調査報告を求めます。
松川 延安委員	5番と6番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず5番ですが申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、農家住宅の新築です。

	申請人は母と次男の親子であり、住所は別になっています。 長男が親と同居していますが、農業ができないためにいままでも次男が実家に通いながら耕作していました。 今後も農地を耕作するため、親の老後の世話をするために実家近くに住宅を新築するものです。 申請地は第1種農地と判断しました。 申請人に聴き取りを行い、申請目的実現の確実性はあると思います。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 次に6番ですが申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、昭和45年以前に親の代に施工した宅地と水路が隣地に越境していたための是正です。 昭和45年、都市計画法の線引き以前に親同士が境界を立ち会って建設したものと思われますが、測量した結果、境界がずれていたという事案です。 お互いに当時のことは知る由もなく、和解し合っており、越境した部分については売買することになりました。 顛末書も添付されております。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	5番と6番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず5番ですが、タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある集団農地です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われるものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。

	次に 6 番の 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第 1 種農地 2－1－（１）－イ－（ア）－a で 5 番 同様です。 許可基準は 2－1－（１）－イ－（イ）－e－（e）で、既存の施設の拡張の用に供するために行われる既存施設拡張事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議 長	5 番と 6 番の 2 件について、許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議 長	異議ないものと認め、5 番と 6 番の 2 件について、許可と決します。 次に 7 番 1 件について付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。
石井 源信 委員	7 番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、太陽光発電設備です。 農地区分は第 2 種農地と判断しました。 現地は木が生えており、枝葉は切り落されていましたがちょっと荒れています。 磐越自動車道の開通後は耕作していないと思われます。 太陽光発電設備の設置により、クリーンエネルギーの発電と遊休農地の有効活用の双方が可能になるため、今回の申請になりました。 申請地は原野と道に囲まれているため、周辺農地への影響はなく雨水は自然浸透、汚水と雑排水の発生はありません。 切土、盛土は行わず、草刈りをして整地するため、土砂の流出は発生しないと思われます。 調査の結果、農地法第 5 条第 2 項各号に該当する事項はなく、

	許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	7 番 1 件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第 2 種農地 2－1－（1）－カで 4 条 1 番同様です。 許可基準は 2－1－（1）－カー（イ）で、4 条 1 番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議 長	7 番 1 件について、許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議 長	異議ないものと認め、7 番 1 件について、許可と決します。 以上で、議案第 3 号を終わります。 続いて、議案第 4 号「農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」を議題といたします。 農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画の作成を福島県農地中間管理機構へ要請することについて、次のとおりお諮りいたします。 1 番と 2 番の 2 件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	議案第 4 号別紙をご覧ください。 議案第 4 号は農地中間管理機構が行う農地の売買特例事業に係る農用地利用集積等促進計画案を定めることについて福島県農地中間管理機構に要請することをお諮りするものです。 農地売買特例事業は所有者から農地中間管理機構が農地を買い入れ、農地中間管理機構から買い受け希望者へ農地を売り渡すものです。 1 番と 2 番の 2 件につきまして、いずれも買い受け希望者は

	全部効率要件、農作業常時従事要件を満たしており、売買価格は過去の売買及び近傍類似価格を参考にし、適当であると認められます。 内容を調査したところ、農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請することは適当と認められますが、 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番と2番の2件について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番と2番の2件について原案のとおり決します。 以上で、議案第4号を終わります。 続いて、議案第5号「事業計画変更に関する処分決定について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 これは私の報告なので、議長交代いたします。
濱津職代	議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一 委員	1番について、調査の結果を報告いたします。 5月11日に現地を確認して来ました。 これは令和6年8月に許可した案件ですが、下水道工事が遅れており、転用期間を1か月延長するものです。 一時転用後、農地を利用できる状態に回復すると認められます。 承認相当と思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
濱津職代	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
濱津職代	1番 1件について、 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
濱津職代	異議ないものと認め、1番 1件について、

	承認と決します。 議長交代いたします。
議 長	議長交代いたしました。 続いて、議案第6号「非農地に関する判断について」を議題といたします。 まず1番 1件について付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。
石井 源信 委員	1番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 5月2日に事務局職員と現地調査を行いました。 平成25年に相続したものの、現在住んでいる鮫川村から遠く、管理できなくなり、篠竹が密生する現状となりました。 農地に復元することは困難と判断しました。 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しましたのでご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番について、 非農地と決します。 次に2番 1件について付議いたします。 中尾 一明委員の調査報告を求めます。
中尾 一明 委員	2番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 4月30日に事務局職員と現地調査を行いました。 申請地は桑園として利用していましたが、養蚕をやめたため山林化し、現在に至っております。

	進入路も周囲と一体化して山林になっています。 よって、農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番について、 非農地と決めます。 以上で、議案第6号を終わります。 続いて、議案第7号「農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。 農用地利用集積等促進計画案について、郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。 1番から3番までの3件について付議いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第7号別紙をご覧ください。 議案第7号は所有者、農地中間管理機構、耕作者の3者間の農地の貸借について定める農用地利用集積等促進計画案について郡山市長から意見を求められたので、お諮りするものです。 一括方式は、所有者から機構への貸付と機構から耕作者への貸付を一括して行うものです。 1番から3番までの3件について、計画の内容を調査したところ適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番から3番までの3件について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番から3番までの3件について

	原案のとおり決します。 以上で、議案第7号を終わります。 続いて、報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1番と2番の2件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第1号を終わります。 続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1番から19番までの19件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第2号を終わります。 続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 次のとおり1番と2番の 2件について通知書の提出があったので報告する。 報告第3号を終わります。 ただいまの 第1号から第3号までの報告についてご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	以上で報告事項を終わります。 その他ございませんか。
	(な し)
議 長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第13回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第13回総会（令和7年5月20日開催）の概要

第3条 農地の移動は

13件で、田 48,579㎡ 畑 11,057でした。

第4条 農地の転用は

1件で、農地改良行為でした。

第5条 農地の転用は

7件で、太陽光発電設備2件、農家住宅1件、駐車場等1件、宅地1件、一時転用2件でした。